

郡上市 太陽光発電設備等設置事業費補助金 交付申請の手引き (R6)

1 対象者

市内の自ら居住する住宅に「太陽光発電設備」を設置する者

主な条件

- 固定買取価格制度による売電をする方(FIT等の認定を受ける方)は対象となりません
- 自己託送をする方は対象となりません
 - 【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う
- 国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません
- 発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります
- 市税等の滞納がある方は対象となりません
- 設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります(売電した分の価値は設置者のものとはできません)
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません

2 対象となる設備

(1) 太陽光発電設備

(2) 蓄電池(太陽光発電設備に使用するために設置する場合に限りです)

主な条件

- 原則として、市の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります
 - ・ **一般的には**契約日が事業着手日となります
- 令和**7**年**1**月**31**日までに事業を完了してください
 - ・ 設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります
- 中古品、リース品は対象となりません

3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は 5kW まで)

○ **7**万円/kW

※ 最大補助金額は、**35**万円となります。

※ **最大出力については小数点以下切捨**

(2) 蓄電池(1kwh当たりの価格が 15 万5千円を超えるときは、1kwh当たり 15 万5千円が補助対象の蓄電池価格となり、補助対象の限度額は 5kWh までとなります。)

○ 上記で計算した蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※ 5kW(h)以上の設備を設置した場合の補助金は5kW(h)に相当する額までが対象です。最大補助金額は、25 万 8 千円となります。

※ **蓄電容量は小数点第 2 位以下切捨**

4 申請について

郡上市 太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください

配布場所

- ・ 郡上市ホームページ(<https://www.city.gujo.gifu.jp/top.html>)からダウンロード
- ・ 郡上市役所環境水道部環境課

提出先

郡上市役所環境水道部環境課 郵送又は持参 (持参の場合は庁舎開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

添付資料について

- 工事見積書
 - ・ 施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください(事業提案を受ける、見積もりを取る等)。ただし、複数者の比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難)は、この限りではありません。
 - ・ 見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください
- 対象設備の設置場所及び付近の見取り図
 - ・ 敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください
 - ・ 住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください
- 対象設備の仕様書
 - ・ 製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様分かる資料
- 誓約書
 - ・ 別添誓約書を確認のうえ提出してください
 - ・ 施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください
(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています)
- 電力消費計画書
 - ・ 任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。
- 委任状
 - ・ 行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係分かる書類を提出してください

5 実績報告について

郡上市 太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください

提出先

郡上市役所環境水道部環境課 郵送又は持参 (持参の場合は庁舎開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

提出期限

令和7年1月31日(金)までです。(ただし、事業が完了したら速やかに提出ください。)
(注)一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

添付資料について

- 契約書の写し
 - ・ 見積もりと異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください
- 領収書の写し
 - ・ 銀行振込の場合は、請求書(振込口座の記載のあるもの)の写し及び振込書の写しで差支えありません
 - ・ 対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください
 - ・ 施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です
- 対象設備の保証書及び取扱い説明書の写し
 - ・ 申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します
 - ・ 確認に必要なページのみ提出していただいても構いません(表紙、裏表紙等は省かないでください)
 - ・ 別添蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストも活用してください
- 電力会社との接続契約書・買電契約書(特定契約書)等の写し
 - ・ 売電に関する契約書を提出してください(売電しない方は不要)
- 設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)
- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください
(例)電力消費計画が変更となった

6 その他

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。
- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

- システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- 初期実効容量
- 定格出力
- 出力可能時間の例示
- 保有期間
 - ※ 補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならぬことが記載されている書類
- 廃棄方法
 - ※ 使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類
- アフターサービス
 - ※ 国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類
- 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

…JIS C8715-2に準拠したものであることが分かる書類

リチウムイオン蓄電池部以外

…蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 蓄電システム部
 - 「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類
 - (注)平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可

4 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

5 保証期間

- メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。

別添 太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

●太陽光発電設備、蓄電池それぞれの内訳書を作成してください。

●消費税の額が分かるように明示してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 ※「太陽光発電設備」「蓄電池」そのものの額を含むものとしますが、備考欄等に「太陽光発電設備本体の額〇〇円(うち消費税●●円)」という形で額が分かるよう表示してください。工事費と別の区分で計上していただいても構いません。 例：太陽光設備■■■円 工事費◆◆円
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池の共通経費につきましては、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分していただきますようお願いいたします。

※細分ごとの額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の項目を合算しても構いません(但し、内訳について聞取り調査等を行うことがあります)。